

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基  
づく開示事項)

2026 年 1 月 30 日

栗林商船株式会社

2026年1月30日

## 株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
栗林商船株式会社  
代表取締役 栗林 宏吉

栗林商船株式会社（以下「栗林商船」といいます。）及び株式会社ケイセブン（以下「ケイセブン」といいます。）は、2026年1月20日付で、栗林商船を株式交換完全親会社、ケイセブンを株式交換完全子会社、効力発生日を2026年4月1日とする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当該契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、栗林商船において会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

#### 3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

#### 4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ケイセブンは、栗林商船との間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 自己株式立会外買付取引（T o S T N e T – 3）による自己株式の取得

栗林商船は、2025 年 9 月 22 日付の取締役会決議により、自己株式取得に係る事項を決定し、同月 24 日に以下のとおり買付けを行い自己株式の取得を終了しました。

・取得対象株式	栗林商船の普通株式
・取得した株式の総数	140,000 株
・取得価額	201,600,000 円
・取得日	2025 年 9 月 24 日
・取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T – 3）による買付け

② 上場有価証券 3 銘柄の売却

栗林商船は、コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直し及び資本効率の向上を図るため、2025 年 10 月 1 日、上場有価証券 3 銘柄を売却し、投資有価証券売却益 1,775,000,000 円を計上しました。

③ NX 仙台塩竈港運株式会社との株式譲渡契約の締結

栗林商船は、2025 年 11 月 28 日付で、NX 仙台塩竈港運株式会社から三陸運輸株式会社の株式 32,000 株を譲り受けました。

④ 三陸運輸株式会社との株式交換契約の締結

栗林商船は、2026年1月20日付で、三陸運輸株式会社との間で2026年4月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結しました。

⑤ 本株式交換契約の締結

栗林商船は、ケイセブンとの間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

次頁以降をご参照ください。

# 株式交換契約書

栗林商船株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社ケイセブン（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行う。

## 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲 商号：栗林商船株式会社  
住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号
- (2) 乙 商号：株式会社ケイセブン  
住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号

## 第3条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。  
ただし、本件株式交換の手続に必要な場合は、別途甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 甲は、本件株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.07を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.07株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

## 第5条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則39条の規定に従い甲が別途適切に定める金額とする。

## 第 6 条（簡易株式交換）

甲は、会社法 796 条 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。ただし、会社法 796 条 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。

## 第 7 条（自己株式の消却）

乙は、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有する全ての自己株式（本件株式交換に関する会社法 785 条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

## 第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本件株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第 9 条（費用）

本契約の締結及び履行に係る費用については、各自の負担とする。

## 第 10 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 11 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、別途甲乙協議の上解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 1 月 20 日

- 甲 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号  
栗林商船株式会社  
代表取締役 栗林 宏吉
- 乙 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号  
株式会社ケイセブン  
代表取締役 栗林 宏吉

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	栗林商船 (株式交換完全親会社)	ケイセブン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.07
株式交換により 割当交付する株式数	栗林商船普通株式数 6,188 株	

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

栗林商船は、ケイセブンの普通株式1株に対して、栗林商船普通株式0.07株を割当交付します。なお、本株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式

栗林商船は、効力発生日の前日の最終のケイセブンの株主名簿に記載又は記録されたケイセブンの株主の皆様（ただし、栗林商船を除きます。）に対し、その保有するケイセブン株式に代えて、その保有するケイセブン株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の栗林商船普通株式を交付いたします。本株式交換により栗林商船が交付する株式は、全て栗林商船が保有する自己株式（2025年12月31日現在386,651株）を用いる予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、栗林商船の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるケイセブンの株主の皆様については、下記の制度の利用により、買取が可能です。

①単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、栗林商船の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを栗林商船に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の栗林商船株式の交付を受けることとなるケイセブンの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、栗林商船が1株に満たない端数部分の合計の整数部分に応じた金額を支払い、端数部分の株式は割当てられません。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

栗林商船は、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載のケイセブン株式1

株当たりの価値の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関として、辻・本郷税理士法人を選定し、株式価値の算定を依頼しました。

辻・本郷税理士法人から提出を受けた株式価値の算定結果等を踏まえて、ケイセブンの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

### (3) 算定に関する事項

#### ①算定機関の名称並びに上場会社及びケイセブンとの関係

栗林商船は、栗林商船及びケイセブンから独立した第三者算定機関である辻・本郷税理士法人を選定し、2026年1月13日付で、株式交換比率に関する算定書（以下「本算定書（ケイセブン）」といいます。）を取得しました。なお、辻・本郷税理士法人は、栗林商船及びケイセブンの関連当事者には該当せず、栗林商船及びケイセブンとの間で重要な利害関係を有しません。

#### ②算定の概要

辻・本郷税理士法人は、栗林商船については東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、算定基準日を算定書作成日の前営業日である2026年1月9日として、栗林商船の普通株式の東京証券取引所における算定基準日の終値（1,902円）、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（1ヶ月間：1,949円、3ヶ月間：1,944円、6ヶ月間：1,595円）を基に算定しております。

ケイセブンについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、他の方法に比べ客観性を保つことができる貸借対照表を基礎とした、時価純資産法による評価を行いました。

辻・本郷税理士法人が時価純資産法に基づき算定した、ケイセブンの1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

	算定結果（円/株）
時価純資産法	135円

上記の各評価手法による栗林商船株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
栗林商船	ケイセブン	
市場株価法	時価純資産法	0.07～0.08

#### (4) 公正性を担保するための措置

##### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

栗林商船は、ケイセブンの株式の 54.67%（2025 年 11 月 30 日現在）を保有し、ケイセブンが栗林商船の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記に記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関である辻・本郷税理士法人にケイセブンの株式価値の算定を依頼し、2026 年 1 月 13 日付で、本算定書（ケイセブン）を取得いたしました。その算定結果を参考にして、栗林商船とケイセブンとの間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、栗林商船は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

栗林商船は、リーガル・アドバイザーとして、奥野総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び栗林商船の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、奥野総合法律事務所は、栗林商船及びケイセブンから独立しております、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

##### ③ ケイセブンにおける利害関係を有しない取締役全員の承認

本株式交換に関する議案を決議した 2026 年 1 月 20 日開催のケイセブンの取締役会においては、ケイセブンの取締役 5 名のうち、栗林商船の取締役を兼務している栗林宏吉氏、栗林広行氏及び栗林良行氏を除く他の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

## 2. 本株式交換に際して増加する栗林商船の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する栗林商船の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って栗林商船が別途適宜に定める金額となります。かかる取扱いは、栗林商船の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

**第60期**

**事業報告**  
(及び計算書類)

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

**株式会社ケイセブン**

# 事業報告

## 1. 事業概況

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済情勢は、米価の高騰もあり、物価高が続き個人消費の動きは弱いものの、輸出や設備投資に上昇の兆しがあり、人手不足感の強まりから雇用環境は改善し、賃金も上昇していること等から、緩やかに回復しています。

世界経済に目を向けると、米国での政策金利の引き下げに慎重な姿勢から設備投資は減少し、消費者マインドも悪化しており、景気減速の兆しが見受けられます。欧州では政策金利の引き下げが続き、消費が堅調に推移したことから景気は持ち直しています。中国では政策支援により内需は持ち直しているものの、外需が低調に推移しており、自律的な回復力は弱く、持続力を欠いた景気回復となっています。それに加えて、アメリカ大統領がすべての輸入品に関税を課すということで、世界経済は、混沌としている状態です。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業における国内定期航路事業では、2024年問題を背景とした陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトの動きが徐々に高まりつつあります。更に大型ロット輸送に適した建設材や、インバウンド消費の増加に後押しされた一般雑貨の荷動きが好調に推移しました。燃料油価格は高い水準が続いたものの、省エネ運航の徹底的な継続に加え、燃料油価格激変緩和補助金の効果により大幅なコスト増加には至らず、輸送量の増加が寄与し、增收・増益となりました。近海航路では、中国の本格的な経済回復が遅れており、春節の影響をうけつつも採算性を重視した効率配船により、增收・増益となりました。

こうした中、当社は、栗林商船グループ運航船の船用品や部品、油製品を中心としてコストダウンの確保に努めてまいりました。これにより、売上高は、前年度比9千8百万円減(1.9%減)の49億1千3百万円となり、営業利益は1百10万円増(156.9%増)の1百80万円、経常利益は3百50万円増(168.8%増)の2百50万円、税引後純利益は3百50万円増(67.3%)の2百18万円を計上いたしました。

来年度におきましては、予測がつかない状況ではありますが、当社は、引き続き従来の業務の収益の拡大に努めてまいります。

### 対処すべき課題

今後は、一般船用品の売上占有率を上げるとともに、カップリングなどで売れ筋の注文品等を拡大するため、注文品に特化した販売方法の見直しをしている最中であり、そのための方策として、部品の強度計算を行い、カタログの刷新、ホームページの充実を視野に入れて検討する所存です。また、販売をお願いしている岐阜センターへのサポートとして、当社からも販路拡大のために取引先にアプローチしていくように努めてまいります。

## (2)得意先別売上高

(単位:千円)

	得 意 先	金 額	対 前 期 比
海運業収益	栗林商船(株)	3,655,114	138,110
	青函フェリー(株)	832,402	△32,189
	函館ドック(株)	0	△370,000
	栗林マリタイム(株)	401,097	167,215
	(株)ケイセブン岐阜センター	19,066	4,185
	その他	5,781	△4,935
	合 計	4,913,460	△97,614

## (3)設備投資等

## 当事業年度所有動産不動産

品 名	所在(係留地)	m <sup>2</sup> 数・総トン数	形態
土地	北佐久郡軽井沢町	2, 309. 41 m <sup>2</sup>	住宅地
建物	同上	161.16 m <sup>2</sup>	木造 2 階建
建物	神奈川県三浦市	53.79 m <sup>2</sup>	マンション
実験艇	同上	15.42g/t	ヨット

## (4)財産および損益の状況

(単位:千円)

摘要	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前期比
売上高	4,132,783	4,893,989	5,011,075	4,913, 460	97,614
当期利益	△26,127	△18,575	△1,308	2, 190	3,498
1株当たり 当期利益	△134 円	△95 円	△6 円	11 円	17 円
総資産	843, 112	780,481	863,860	968,047	104,187
純資産	42,751	24,176	22,868	25,057	2,189

## 2. 会社の概況

### (1) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 400,000 株  
発行済み株式の総数 195,000 株  
株主数 20 名

株 主	所有株式数	持分比率	当該会社への出資状況
栗林商船(株)	100,000 株	51.2	—
その他	95,000 株	48.8	—

### (2) 従業員の状況

従業員数 3名(男2・女1)

### (3) 取締役及び監査役の状況

会社の地位	担当	氏名	主たる職業	
代表取締役社長	代表取締役	栗林 宏吉	栗林商船(株)	代表取締役社長
取締役		栗林 広行	栗林商船(株)	常務取締役
取締役		栗林 良行	栗林商船(株)	取締役
取締役	営業担当	丹羽 秀夫	(株)ケイセブン	取締役東京営業所長
取締役	総務部長	甲斐田善日郎	栗林マリタイム(株)	取締役総務部長
常勤監査役		横川 憲人	栗林商船(株)	常勤監査役

令和7年3月31日現在

役員

(令和7年3月31日現在)

取 締 役 栗 林 宏 吉

取 締 役 栗 林 広 行

取 締 役 栗 林 良 行

取 締 役 丹 羽 秀 夫

取 締 役 甲斐田 善日郎

監 査 役 横 川 憲 人

# 決算報告書

(第 60 期)

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

株式会社ケイセブン

# 貸借対照表

2025年 3月31日 現在

株式会社ケイセブン

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流动資産】		【流动負債】	
現金及び預金	937,559,657	買掛金	942,990,227
掛	358,002,266	未払預り	940,557,962
	567,845,014	未払法人税等	382,438
	7,533,013	未払消費税	43,127
	322,155		360,000
	3,861,184		1,646,700
* 貸倒引当金	-3,975	負債合計	942,990,227
【固定資産】		純資産の部	
(有形固定資産)	30,487,758	【株主資本】	
建機 機械 装置	28,682,511	資本金	25,057,188
工具 器具 備	23,859,477	利益剰余金	97,500,000
	597,030	その他利益剰余金	-72,442,812
	84,054,210	繰越利益剰余金	-72,442,812
	45,232,311		-72,442,812
	20,024,760		
* 減価償却累計額	-145,085,277	純資産合計	25,057,188
(無形固定資産)	740,662	負債・純資産合計	968,047,415
特電 話加入権	159,864		
(投資その他の資産)	580,798		
長期前払費用	1,064,585		
長保 証金	184,585		
	880,000		
資産合計	968,047,415		

# 損益計算書

皇 2024年 4月 31日  
至 2025年 3月 31日

株式会社ケイセブン

(単位：円)

科 目	金 額
【 売 上 高 】	
商 品 売 上 高	4,913,160,295
土 地 賃 貸 売 上 高	300,000
総 売 上 高	4,913,460,295
純 売 上 高	4,913,460,295
【 売 上 原 価 】	
商 品 仕 入 高	4,860,286,612
土 地 賃 貸 仕 入	891,808
合 計	4,861,178,420
売 上 原 価	4,861,178,420
売 上 総 利 益	52,281,875
【販売費及び一般管理費】	
販売費及び一般管理費合計	50,478,930
営 業 利 益	1,802,945
【 営 業 外 収 益 】	
受 取 利 息 入	299,881
雜 収 入	446,857
経 常 利 益	746,738
税引前当期純利益	2,549,683
法 人 税 等 充 当 額	2,549,683
法 人 税 等	360,000
当 期 純 利 益	360,000
	2,189,683

## 販売費及び一般管理費明細

自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日

株式会社ケイセブン

(単位：円)

科 目				金 額
給 料	手 当			12,553,731
法 定 福 利	費			1,444,913
福 利 厚 生	費			44,217
広 告 宣 伝	費			29,367
荷 造 運	賃			914,466
販 売 手 数	料			2,438,158
旅 費 交 通	費			967,090
備 品 付	費			122,916
寄 図 会 書	費			2,050,000
諸 接 待 交	費			910
特 許 交 出	料			164,900
地 代 家	賃			260,816
修 繕 信	費			10,405,606
通 道 光 热	費			3,898,593
水 租 税 公	課			2,680,454
保 保 消 耗 品	料			537,919
賃 貸 減 償 償	費			309,344
貸 倒 引 当 金	課			708,585
試 驗 研 究 艇	料			369,269
実 驗 用 品	費			88,764
事 務 用 品	費			1,008,000
支 払 手 数	料			689,640
そ の 他 の 一 般 管 理 費				2,536,273
雜 会 議 費				41
				205,391
				3,184,790
				39,502
				2,170,825
				441,864
				86,747
				125,839
販売費及び一般管理費合計				50,478,930

## 株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月 31日

株式会社ケイセブン

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	その他 利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	97,500,000	-74,632,495	22,867,505	22,867,505
当期変動額				
当期純利益		2,189,683	2,189,683	2,189,683
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計		2,189,683	2,189,683	2,189,683
当期末残高	97,500,000	-72,442,812	25,057,188	25,057,188

## 個別注記表

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月31日

### **重要な会計方針に係る事項**

- (1) 資産の評価基準及び評価方法  
①棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・製品 先入れ先出し法

- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定率法  
定額法 建物の一部
- (3) その他計算書類の作成の為の基本となる重要事項  
①リース取引の処理方法(リース資産を除く)  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。  
②消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

### **貸借対照表に関する注記**

該当なし

### **株主資本等変動計算書に関する注記**

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 195,000株

### **1株当たり情報に関する注記**

- (1) 1株当たり純資産額 128円498銭  
(2) 1株当たり当期純利益 11円229銭

## 計算書類附属明細書

( 令和 7年 3月31日 )

株式会社ケイセブン

1. 会計方針の変更 無し

2. 資本金の増減

( 単位:円 )

区分	期首残高	当期増減	期末残高
資本金	97,500,000	-	97,500,000

3. 長期借入金、短期借入金等の増減

( 単位:円 )

借入先金融機関	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
( 短期借入金 )					
栗林商船株式会社	-	-	-	-	運転資金
短期借入金合計	-	-	-	-	
	(0)	(0)	(0)	(0)	
合計	-	-	-	-	
	(0)	(0)	(0)	(0)	

注()は1年以内返済予定額であり、貸借対照表では流動負債に計上しております。

4. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額
(有形固定資産)	29,923,136	1,125,755	-	2,366,380	28,682,511
(建物)	1,376,764	-	-	76,028	1,300,736
マンション	1,251,714	-	-	60,082	1,191,632
浴槽ポンプ	125,050	-	-	15,946	109,104
(機械装置)	1	-	-	-	1
旋盤	1	-	-	-	1
(工具器具備品)	236,465	-	-	31,440	205,025
調度品	6	-	-	-	6
カッピング金型	70	-	-	-	70
物品棚	236,388	-	-	31,440	204,948
ウッドブラインド	1	-	-	-	1
(船舶)	8,285,146	1,125,755	-	2,258,912	7,151,989
実験艇	8,285,146	1,125,755	-	2,258,912	7,151,989
(土地)	20,024,760	-	-	-	20,024,760
(無形固定資産)	926,501	-	-	185,839	740,662
電話加入権	580,798	-	-	-	580,798
特許権	345,703	-	-	185,839	159,864
(投資その他の資産)	2,044,365	536,800	1,400,000	-	1,064,585
差入保証金	1,743,200	536,800	1,400,000	-	880,000
長期前払費用	301,165		116,580		184,585
合計	32,894,002	1,662,555	1,400,000	2,552,219	30,487,758

# 監査報告書

私監査役は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 60 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 7 年 6 月 2 日

株式会社 ケイセブン

監査役 横川 喜人 